



2021 年度から教育分野や教育形態の区分、 CPD 記録の認定と申請手続き等が変わります

農業農村工学会継続教育部

農業農村工学会技術者継続教育機構は 2021 年 4 月 1 日より CPD 制度の運営を一部変更します。教育分野を統合・再編し、教育形態の区分と CPD 単位数や上限値を見直しました。また、CPD 記録審査を加速し、プログラムの認定手続きの効率化を図ります。学会誌「水土の知」による自己学習として年間 10cpd を自動登録すること、誌上での通信教育で年間最大 24cpd まで取得できること、学会誌に技術リポートが掲載されると 20cpd が付与されること、大会講演会やその他学会行事への参加によって時間数に応じた cpd が付与されることなど、技術者が学会活動を通じて継続的に研鑽を重ねられる仕組みを一層明確にしました。

技術者の育成と確保を目的に法整備が進められ、建設業法に基づく経営事項審査の審査項目、総合評価落札方式の評価項目や技術者資格の更新要件に CPD の採用が進むなど、CPD 制度を運営する学会の責任はますます重大になっています。そこで、現行制度の骨格を維持しつつ、利用者サービスの向上を図るとともにこれからの制度にふさわしい質と形態を整えることを目的に制度を見直しました。以下にその概要を紹介します。詳細についてはホームページでご確認ください。

1. 教育分野の再編

「水土の知」を礎とする〔水／土／環境〕の区分は不変です。〔生産基盤／生活環境／地域管理〕の 3 区分を〔生産基盤／生活環境・地域管理〕の 2 区分にします。また、選択が集中する「B10 共通技術」を二分し、「B10 共通技術：共通する調査計画、設計、積算、施工等の技術」と「B11 複合技術・関連技術：複数の専門分野にまたがる技術や関連分野の技術等」にします。このほか一般共通分野（A）や専門管理分野（C）についても、これまでの実績を踏まえて再編します。全体で 24 区分から 19 区分に変わりますが再編前後の連続性はほぼ確保されます。

2. 教育形態の区分と評価の充実

区分と cpd 算定式および上限値、証拠書類の要否等について他の CPD 運営団体と比較しつつ、研鑽実績

が正當に評価され技術者が学会活動で研鑽しやすくなる方向で見直しました。【a】（認定プログラムへの参加）はこれまでどおり上限がありませんが、多様な取組みが評価されるよう、【d】（認定のないプログラムへの参加）の上限値を 20cpd から 30cpd に緩和します。また、新たに「災害対応」の区分を設け、災害現地調査協力や技術支援等に 10cpd/件が付与されます（年間上限値 20cpd）。このほか、他の CPD 運営団体で評価対象外とする傾向にある受賞、特許権取得、技術者資格取得等については、これまで同様に評価されます。

3. CPD 記録の審査の加速と早期確定

Web 登録された CPD 記録の審査期間を短縮します。また、前年度記録の申請期限を「翌年度の 8 月末日」から「翌年度の 6 月末日」に変更し、前年度の審査結果の早期確定を図ります。2020 年度記録の申請期限は「2021 年 6 月 30 日」となりますので、研修受講や自己学習の実施後、速やかに Web 登録をお願いします。

4. 登録解除後の CPD 記録の保管期限と証明

2021 年度からは、当該者が登録を解除した後も、その翌年度から 5 年間に限り、過去の認定 CPD 記録（実施時期、教育形態、教育分野、CPD 活動の内容、付与された CPD 単位数）の情報を保管し、CPD 取得証明書を発行します。登録の解除後 5 年以内に再登録した場合は、過去の記録と新しい記録を連結して管理します。

5. 主催する研修会の申請手続きの改善

これまでどおり申請期限（プログラムの実行期日の 1 カ月前まで）に変更はありませんが、期限までに申請書の記載事項が確定しない場合には、予定する内容を記載して仮申請し、1 週間前までに確定内容を記載して再度申請する 2 段階の手続き方法も準備します。

また、職場内研修について他の CPD 運営団体では認定しない傾向が強いところ、斯界の技術者の研鑽機会の拡充において重要であるため、計画的に実施される職場内研修については引き続き審査対象とします。